２０１９年度熊本県身体障がい者福祉センター施設年間利用団体等調整会議

開催に伴う個人情報取扱同意書についての御説明書

１　はじめに

　　毎年、熊本県身体障がい者福祉センター（以下「福祉センター」という。）の施設使用について、障害者等団体（以下「利用団体」という。）が年間使用する場合は施設利用調整会議を開催し、調整を行っているところです。

　　その場合、利用団体代表者の方には団体登録書に団体名・代表者の氏名・住所・電話番号等の個人情報に関する記載をお願いしております。

　　この件につきましては、個人情報として収集するものであることから、以下の点につきまして御説明を申し上げますので、御確認のうえ、内容等に同意いただける場合は、別紙様式５「団体の問合せ等に係る情報提供に関する同意書」に記載をいただきますようお願いいたします。

２　個人情報に対する基本的姿勢

利用団体の方々の個人情報の保護及び適切な取扱いが、福祉センターにとって社会的責務であると考えております。個人情報保護法並びに熊本県個人情報保護条例の趣旨を尊重し、熊本県社会福祉事業団個人情報保護規程により実行していきます。

３　個人情報の定義

　　個人情報とは、以下のような特定の個人を識別できるものをいいます。

1. 氏名、住所、生年月日、性別、職業、電話番号、電子メールアドレス、口座番号及び名義、住宅の図面及び利用団体に提供するサービスの内容等
2. その情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、この照合により特定の個人を識別できることとなる情報。
3. 上記の情報のうち１つまたは複数を組み合わせることで利用団体の個人情報を特定できる情報。

４　個人情報の取得、利用及び第三者への提供

1. 福祉センターは、サービスを提供するために必要、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。
2. 利用団体の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。
3. 福祉センターは、利用目的以外に利用団体の個人情報を第三者に提供する場合には、予め利用団体から同意を得たうえで、提供、利用します。
4. 利用団体の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。
   1. 利用団体から同意を得た場合
   2. 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
   3. 出版、報道等により個人情報が公示されているとき。
   4. 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。

５　個人情報の適正管理

1. 福祉センターは、個人情報の漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の適正な管理に必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じます。
2. 福祉センターは、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つように努めます。
3. 福祉センターは、個人情報取扱事務の目的に照らし、保有の必要がなくなった個人情報を含む文書を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去します。

６　職員等の義務

　　福祉センターの職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用いたしません。その職を退いた後も、同様とします。

７　提供先に対する措置等

　　福祉センターは、福祉センター以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な取扱いに係る必要な措置を講ずることを求めます。

　以上のとおり個人情報の基本的姿勢や定義、取得並びに提供等についての御説明申し上げましたが、御確認のうえ、内容等に同意いただける場合は、別紙様式５「団体の問合せ等に係る情報提供に関する同意書」に記載をいただきますようよろしくお願いいたします。

　平成３０年１１月２７日

熊本県身体障がい者福祉センター

　　　　所　長　　竹下　智之